

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法		
根拠条項	第42条第1項		
許認可等の種類	ぼた山崩壊防止区域内の行為制限の許可 (農政部所管の区域内に限る。)		
法令の定め	<p>第42条第1項</p> <p>ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 立竹木の伐採（間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。）又は樹根の採取</p> <p>二 木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>三 のり切又は切土</p> <p>四 土石の採取又は集積</p> <p>五 掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>(関連条項) 地すべり等防止法施行令第12条及び第13条</p>		
審査基準	(設定不要)		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係		
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係		
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係（電話番号：011-231-4111（内線27-628））		
備考	<p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内において処分の先例がないことから、当面、審査基準は設定しない。 ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局（振興局）から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く。 <p>なお、空知、上川は調整課指導企画係</p>		